

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 29 日 (水)

令和7年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年10月29日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第4 議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第56号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第31号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1番 石坂 豊治 君	8番 原田 勝幸 君
2番 斎藤 和子 君	9番 廣瀬 正実 君
3番 柿澤 博 君	10番 野中 清 君
4番 大竹 孝一 君	11番 杉本 剛昭 君
5番 小西 利章 君	12番 朝倉 直芳 君
6番 今井 英夫 君	13番 村越 重芳 君
7番 吉田 恵子 君	14番 小澤 昇 君
区域 1 市川 芳男 君	

欠席委員 2番 斎藤 和子 君	5番 小西 利章 君
7番 吉田 恵子 君	

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 松澤 一樹 君

午後2時01分開会

○議長（原田勝幸君） 皆様、こんにちは。

本日、議長である齋藤会長より欠席届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長代理として私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より令和7年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、2番齋藤和子委員、5番小西利章委員、7番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、11名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1番石坂豊治委員、9番廣瀬正実委員以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

12番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12番（朝倉直芳君） 議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年10月10日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、畠、509m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、小松菜、ほうれん草を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人77歳、従事日数300日、専業、配偶者73歳、従事日数360日、専業、子50歳、従事日数50日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）　特にありません。

○議長（原田勝幸君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君）　日程第2、議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

11番杉本委員より報告をお願いいたします。

○11番（杉本剛昭君）　議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年10月16日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、4筆、いずれも現況畑、合計1,131m²でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砂利敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土留鋼板を新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）　譲受人の事業者は、厚木市に住所がありますが、湘南地域を中心に事業を展開しており、市内では、下寺尾や行谷にすでに事業用地があります。そのうち、現在使用している下寺尾の土地について、立ち退きが求められているため、新たな

事業用地を探していましたが、他に適地がないことから、今回、当該地に係る申請に至ったものです。

○議長（原田勝幸君）では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）「なし」と認め、採決をいたします。議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君）日程第3、議案第54号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君）議案第54号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、4筆、いずれも現況田、合計1,327m²でございます。

権利の存続期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）特にありません。

○議長（原田勝幸君）では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第54号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第55号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

12番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12番（朝倉直芳君） 議案第55号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

被相続人が令和7年2月1日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和7年10月15日、事務局2名と現地調査をいたしました。

相続人は、2筆、合計1,161.18m²について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2筆、いずれも現況畑、合計1,161.18m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、刈り払い機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人58歳、従事日数200日、兼業、同居人46歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 2筆のうち1筆の一部面積が参入されていないのは、すでに、建っている倉庫に係る面積を、除いて申請されたことによるものです。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第55号、相続税の納稅猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から7番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

12番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12番（朝倉直芳君） 議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から7番案件までを一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納稅猶予を受けている者が、納稅猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年10月16日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計492m²につきましては、一体として耕作されており、大根、ネギ、カボチャ等が作付けされていました。

4筆、いずれも畑、合計2,154m²につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、ツルムラサキ、白菜等が作付けされていました。

2筆、いずれも畑、合計1,862m²につきましては、一体として耕作されており、柿、レモン等が肥培管理、ブロッコリー、オクラ等が作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、管理機、テーラー、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人83歳、従事日数360日、専業、配偶者81歳、従事日数100日、専業、子53歳、従事日数360日、専業、子の配偶者53歳、従事日数100日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

令和7年10月16日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、田、495m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、159m²につきましては、キュウリ、白菜、大根などが作付けされていました。

1筆、畑、290m²につきましては、みょうが、落花生等が作付けされているほか、一部準備中でした。

1筆、畑、471m²につきましては、準備中でした。

6筆、いずれも現況畑、合計1,972.53m²につきましては、一体として耕作されており、大根、白菜、ネギ、ブロッコリー、里芋などが作付け、みかんが肥培管理されているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、テーラー、トラック、トラクター、脱穀機、稻刈り機、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人96歳、従事日数60日、専業、子72歳、従事日数100日、専業、子の配偶者71歳、従事日数200日、専業、子70歳、従事日数200日、専業、子の子38歳、従事日数50日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、3番案件及び4番案件の特例農地は同一の地番、面積ですが、それぞれの申請者の持分がそれぞれ2分の1ずつのため2つの案件に分けられています。

令和7年10月17日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～3番案件及び4番案件について内容を説明～

3番案件及び4番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆とも筆の一部、いずれも畑、合計931m²につきましては、一体として耕作され、里芋、ネギ、オクラが作付けされているほか、柿、キウイ、プラム、イチジクが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、軽トラック、トラクター、チョッパー、その他一式でございます。

労働力につきましては、3番案件は、本人65歳、従事日数90日、兼業、配偶者63歳、従事日数90日、専業、妹63歳、従事日数60日、兼業、次に、4番案件は、本人63歳、従事日数60日、兼業、兄65歳、従事日数90日、兼業、兄の配偶者63歳、従事日数90日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、5番案件をご報告いたします。

令和7年10月17日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆の一部、畑、547m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、59m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、耕耘機、トラクター、その他一式でございます。

労働力は、本人74歳、従事日数80日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、6番案件をご報告いたします。

令和7年10月10日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、538m²につきましては、なす、さつまいもが作付けされているほか、準備中でした。

13筆、いずれも現況畑、合計2,059m²につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計323m²につきましては、一体として耕作されており、ネギ、里芋、カボチャが作付けされていました。

2筆、いずれも畑、合計872m²につきましては、ハウスでスイートピーを栽培していました。

1筆、畑、1,239m²につきましては、ハウスで育苗のほか、カリフラワー、里芋、カボチャが作付けされていました。

2筆、いずれも畑、合計363m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、925m²につきましては、柿が肥培管理されているほか、シャクヤクが栽培されていました。

1筆、畑、1,069m²につきましては、ブルーベリーが肥培管理されているほか、キャベツが作付けされていました。

10筆、いずれも現況畑、合計1,300m²につきましては、一体として耕作されており、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツが作付けされているほか、準備中でした。

6筆、いずれも現況畑、合計550m²につきましては、準備中でした。

1筆、田、1,043m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、マルチ、草刈り機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人77歳、従事日数350日、専業、子47歳、従事日数350日専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続いて、7番案件をご報告いたします。

令和7年10月10日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～7番案件について内容を説明～

7番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆の一部、畠、379m²につきましては、栗、桃、ビワ、梅、ミカンが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人58歳、従事日数150日、兼業、配偶者63歳、従事日数150日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○4番（大竹孝一君） 3番案件と4番案件の同じ地番、面積で申請されていますが、申請するメリット、デメリットとはどういったものなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 相続において、その土地を2分の1ずつ相続して、共有土地になっています。それぞれの方が相続税の納税猶予を受けたいと申請をして、税務署に認められたということになります。

権利がその土地の2分の1ずつなので、その土地の面積の2分の1で割った分について、納税猶予の適用がされたということになります。

メリット、デメリットについては、当事者の方の相続についての考え方によるものとなります。

- 議長（原田勝幸君） 農業委員会的には、連名での申請が出来ないとかはあるのですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。それぞれの方が相続を2分の1ずつ受けているものになりますので、その農地に対して相続税の納税猶予を受けるために手続きされたものになります。
- 13番（村越重芳君） この土地は生産緑地ですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） 生産緑地になります。
- 13番（村越重芳君） 兄妹ですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） そうです。
- 議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございますか。
- 区域1（市川芳男君） 議案が戻ってしまいますが、議案第54号の1番案件について、地権者に対して成年後見人が設定されていますが、3年間の権利の存続期間が経過した後は、また、新たに継続することになるのですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） 地権者と借り手の双方に継続する意思が有るのであれば、更新の可能性はあると思います。
- 区域1（市川芳男君） その場合は、同じ成年後見人が引き続き手続きをするわけですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） はい、裁判所から認められた後見人がついているのであれば、その後見の方から手続きの書類が出てくると思います。
- 区域1（市川芳男君） 後見人というのは、売ったり、買ったりすることは出来る訳ですよね。
- 11番（杉本剛昭君） 家庭裁判所の許可を個別に受けて、売って良いよということになると行なうことが出来ます。基本的に、後見人はその人の財産の維持が一番主眼なのです。だから、維持管理なので、それ以上のこと、お金儲けとかはいけないです。例えば、施設の費用が必要だから、それにするために持っているものを売ることは出来ます。買ったりは出来ません。
- 議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございますか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から7番案件までを報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第28号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第29号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第31号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第28号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書8ページのとおり、1件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第29号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書9ページのとおり、1番案件から6番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、共同住宅敷地、住宅敷地及び店舗敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は10ページのとおり、1番案件から9番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第31号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告に

についてご説明いたします。

議案書は11ページになります。

本案件は、合意解約の通知を受けた案件となります。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の合意解約の合意が成立した日は、令和7年9月16日でございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第28号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第29号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第31号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時47分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員